

宮崎県と宮崎学園短期大学との地方創生に係る包括連携に関する協定書

宮崎県と宮崎学園短期大学（以下「短大」という。）は、人材などの資源及び教育研究成果等の交流機会を促進し、地方創生に係る様々な分野で連携・協力することにより、相互発展に資するため、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携・協力のもと、相互の資源を活用し、地方創生に係る若者の県内定着や産業振興、地域人材の育成などの様々な分野で相互に協力し、また短大を地域再生・活性化の拠点とすることで、継続的な地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 学生の県内定着の促進に関する事
- (2) 地域人材の育成に関する事
- (3) 短大の地域貢献に関する事
- (4) その他前条の目的に沿った取組に関する事

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、両者いずれかから、何らかの申し入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（情報保護）

第4条 両者は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

(協議)

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、両者が協議して別に定めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、両者署名の上、各々1通を保有する。

平成28年 3月16日

宮 崎 県

宮崎県知事

河 野 後 嗣

宮崎学園短期大学

学 長

宗 和 太 郎